

練馬区の地域福祉を推進するための アンケートご協力のお願い

日ごろより、練馬区政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

区では、令和6年度中に新たな「練馬区地域福祉計画」を策定するにあたり、区民のみなさまからのご意見やご要望を計画に反映させていただくため、アンケート調査を実施いたします。

調査の対象者として、住民基本台帳から無作為に 3,000 人を選ばせていただき、そのうちの1人として、あなた様に調査票を送付させていただきます。お忙しいところ真に恐縮ですが、なにとぞご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、この調査結果は統計的に処理いたしますので、調査にご協力くださいました個人の氏名・回答が公表されることは一切ございません。ご自身のお気持ち・ご意見に一番あてはまる回答をご記入ください。

令和5年〇月 練馬区


【回答方法】 インターネット または 調査票の郵送

※どちらかの方法でご回答ください

【回答時間】 30分程度（目安）

ご投函の締め切り

〇月〇日（〇）

インターネットによる回答方法	調査票の郵送による回答方法
<p>①URLもしくは二次元コードから、専用ウェブサイト にアクセスしてください。</p> <p>【URL】 https://*****</p> <p>【二次元コード】 </p> <p>②調査票と同じ質問が画面に表示されます。</p> <p>③途中保存はできませんので、お時間に余裕のあるときに回答してください。</p>	<p>①封筒の宛名のご本人がお答えください。</p> <p>ご本人が回答することが難しい場合、ご本人の意見を聞いて、ご家族や代理の人が記入しても差し支えありません。</p> <p>②回答は、当てはまる番号を○で囲んでください。「その他」を選択する場合は番号を○で囲み、（ ）に具体的な内容を記入してください。</p> <p>③質問によっては、回答数や回答者が限られる場合があります。</p> <p>④回答終了後、同封の返信用封筒に入れて封かんし、回答期限までにポストへ投函してください（切手は不要）。</p>

■お問い合わせ・返信先

練馬区 福祉部 管理課 地域福祉係

〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号

電話番号：03-5984-2716（直通） FAX番号：03-5984-1214

電子メール：TIKIFUKUSHI@city.nerima.tokyo.jp

1 あなた(ご本人)のこについて

問1 あなたの性別をお答えください。(○は1つ)

- | | | |
|------|------|---------|
| 1 男性 | 2 女性 | 3 回答しない |
|------|------|---------|

問2 あなたの年齢はおいくつですか。(○は1つ)

- | | | | |
|---------|---------|---------|----------|
| 1 10 歳代 | 3 30 歳代 | 5 50 歳代 | 7 70 歳代 |
| 2 20 歳代 | 4 40 歳代 | 6 60 歳代 | 8 80 歳以上 |

問3 あなたの現在のお仕事は、次のどれにあたりますか。(○は1つ)

- | | |
|-------------------------------------|------------------|
| 1 正規の社員・職員・役員 | 5 学生 |
| 2 非正規の社員・職員
(嘱託・パート・アルバイト・契約・派遣) | 6 無職 |
| 3 自由業・自営業(家業手伝いを含む) | 7 その他
(具体的に) |
| 4 専業主婦・主夫 | |

問4 現在、あなたが同居している世帯の構成は、次のどれにあたりますか。(○は1つ)

- | | |
|-----------------|----------------------------|
| 1 ひとり暮らし | 5 ひとり親と子ども(一番下の子どもが18 歳以上) |
| 2 夫婦のみ | 6 ひとり親と子ども(一番下の子どもが18 歳未満) |
| 3 夫婦と親(二世帯同居) | 7 三世帯同居 |
| 4 夫婦と子ども(二世帯同居) | 8 その他(具体的に) |

問5 あなたのお住まいの住居形態は、次のどれにあたりますか。(○は1つ)

- | | |
|--------------|------------------|
| 1 持ち家(一戸建て) | 5 公営住宅(区営・都営住宅等) |
| 2 持ち家(集合住宅) | 6 社宅・公務員住宅等 |
| 3 民間賃貸(一戸建て) | 7 その他 |
| 4 民間賃貸(集合住宅) | (具体的に) |

問6 あなたのお住まいの郵便番号は、次のどれにあたりますか。(○は1つ)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 〒176 地域 | 3 〒178 地域 |
| 2 〒177 地域 | 4 〒179 地域 |

2 ご近所付き合い、地域の暮らしについておたずねします

問7 ご近所付き合いは、どの程度していますか。(主なもの1つに○)

- | | |
|---------------------|-----------------|
| 1 家を行き来するなど、親しくしている | 3 あいさつをする程度 |
| 2 立ち話をする程度 | 4 ご近所付き合いをしていない |

【問7で「4 ご近所付き合いをしていない」と答えた方へ】

問7-1 ご近所付き合いをしていない理由は何ですか。(いくつでも○)

- | |
|----------------------------|
| 1 仕事や学業、家事・育児などで忙しく時間がないから |
| 2 引っ越してきて間もないから |
| 3 普段、付き合う機会がないから |
| 4 同世代の人が近くにいないから |
| 5 気の合う人や話の合う人が近くにいないから |
| 6 あまり関わりをもちたくないから |
| 7 その他(具体的に) |

【全員の方へ】

問8 あなたの地域で次のような世帯を見たり、聞いたりしたことがありますか。(いくつでも○)

- | |
|---|
| 1 大量のごみが自宅や周辺に放置されている世帯(ごみ屋敷) |
| 2 高齢者のみで構成され、主に世帯員同士が介護している世帯(老老介護) |
| 3 近隣や地域と関わりをもたない世帯(孤立世帯) |
| 4 自宅にひきこもっている人がいると思われる世帯(ひきこもり) |
| 5 高齢の親がひきこもり状態にある中高年の子どもの生活を支えている世帯(8050問題) |
| 6 子育てと親の介護を一人で同時に抱えている世帯(ダブルケア) |
| 7 未成年の子どもが家族の介護などによって、自分の時間をもてない世帯(ヤングケアラー) |
| 8 家族の間で虐待が疑われる世帯(虐待) |
| 9 上記以外で、深刻な課題を抱えていると思われる世帯(具体的に) |
| 10 見たり、聞いたりしたことはない |

3 区民同士の支え合い、地域活動についておたずねします

問9 あなたは次の事柄について、家族以外のまわりの人から手助けをしてほしいと思いますか。また、まわりの人に手助けできること(してもいいこと)はありますか。①手助けしてほしいか、②手助けできるかについて、それぞれ1つに○を付けてください。

	①手助けしてほしいか		②手助けできるか	
	してほしい	してほしくない	できる・してもいい	できない・しない
回答例	①	2	①	2
ア 安否確認の声かけ	1	2	1	2
イ ちょっとした買い物やごみ出し	1	2	1	2
ウ 食事や掃除・洗濯の手伝い	1	2	1	2
エ 通院の送迎や外出の手助け	1	2	1	2
オ 子どもの預かり	1	2	1	2
カ 話し相手や相談相手	1	2	1	2
キ 災害時避難の手助け	1	2	1	2
ク 具合がよくない時に病院などに連絡する	1	2	1	2
ケ その他(具体的に)	1	2	1	2

問10 家族以外のまわりの人に、問9ア～ケのような手伝いや手助けをする(してもらう)にあたり、どのような取組があるとよいと思いますか。(いくつでも○)

1 手助けしてほしい人と手助けできる人をコーディネート(紹介)する仕組み
2 地域コミュニティについて学ぶ講座
3 手助けできる人の人柄やスキルを知ることのできる仕組み
4 その他(具体的に)
5 取組は必要ない(できる時はする)
6 わからない

問11 区内では多くの地域活動・ボランティア活動が行われています。①あなたは、次のような活動に取り組んでいますか、②今後、次のような活動に取り組みたいですか。(それぞれ1つに○)

	①取組状況		②今後の意向		
	取り組んでいる	取り組んでいない	取り組みたい・興味がある	取り組まない・興味がない	わからない
回答例	①	2	①	2	3
ア 子育て世帯・青少年を支援する活動、子ども会やPTAの活動	1	2	1	2	3
イ 高齢者を支援する活動	1	2	1	2	3
ウ 障害のある人を支援する活動	1	2	1	2	3
エ お祭りや運動会などのレクリエーション活動、地域の伝統や文化を伝える活動	1	2	1	2	3
オ 交通安全や犯罪防止など、地域の安全を守る活動	1	2	1	2	3
カ 防災訓練や災害時に救援・支援をする活動	1	2	1	2	3
キ 地域の環境美化、環境保全・自然保護などの活動	1	2	1	2	3
ク 自治会・地区協議会・老人クラブなどの活動	1	2	1	2	3
ケ 趣味・習いごとなどの活動	1	2	1	2	3
コ その他(具体的に)	1	2	1	2	3

問12 どのような条件であれば、地域活動・ボランティア活動に参加・活動しやすいですか。

(いくつでも○)

1 子どもの世話や介護を代わってもらう	7 参加することでメリットがある(報酬など)
2 活動や団体に関する情報を紹介してくれる	8 活動資金の補助や援助がある
3 友人・知人と一緒に参加できる	9 その他
4 時間や期間にあまりしばられない	(具体的に)
5 身近なところに活動できる場がある	10 わからない
6 世話人やリーダーがいる	11 条件によらず、参加したくない

問13 地域活動・ボランティア活動の情報をどのような方法で探しますか。(いくつでも○)

1 区や社会福祉協議会の広報・ホームページ	6 活動団体や大会・イベントのホームページ
2 図書館・公民館などにあるポスター・チラシ	7 SNS を活用
3 学校や職場にあるポスター・チラシ	8 友人・知人に聞く
4 駅やお店にあるポスター・チラシ	9 その他(具体的に)
5 ボランティアなどの募集情報サイト	10 わからない、関心がない

問14 近年、さまざまな主体による地域活動が行われています。あなたが参加しやすい活動は何ですか。

(いくつでも○)

1 地縁を基盤とする活動(自治会・地区協議会・老人クラブ・マンション管理組合など)
2 特定分野の法人を基盤とする活動(NPO 法人・社会福祉法人など)
3 同じ趣味・志向をもつ人達の活動(趣味の同好会・教室・子育てサークルなど)
4 学校などを基盤にする活動(保護者会・PTA・おやじの会など)
5 その他(具体的に)
6 わからない、関心がない

4 暮らしのことについておたずねします

問15 日常生活での困りごとを相談できる人や機関はありますか。(いくつでも○)

- | | |
|------------------------------------|---|
| 1 同居の家族 | |
| 2 別居の家族や親戚 | |
| 3 自治会や近所の人 | |
| 4 友人・知人 | |
| 5 民生委員・児童委員 | |
| 6 地域福祉コーディネーター | |
| 7 ケアマネジャー(介護支援専門員)・ヘルパー(介護員)などの事業者 | |
| 8 かかりつけ医や保健師などの医療関係者 | |
| 9 区の職員 | |
| 10 社会福祉協議会 | |
| 11 地域包括支援センター | |
| 12 その他(具体的に |) |
| 13 身近に相談できる人や機関はない | |

問16 現在、あなた自身やご家族は、どこに相談すればいいかわからない生活上の困りごとを抱えていますか。(1つに○)

- | | |
|------|-------|
| 1 はい | 2 いいえ |
|------|-------|

【問16で「1 はい」と答えた方へ】

問16-1 差し支えなければ、お困りの内容をお聞かせください。(いくつでも○)

- | | |
|------------------|------------------------------|
| 1 自分・配偶者の健康・病気 | 9 人間関係、人との付き合い方 |
| 2 自分・配偶者の学業・仕事 | 10 老老介護 |
| 3 親の健康・病気・介護 | 11 ひきこもり |
| 4 兄弟姉妹の健康・病気・介護 | 12 8050 問題(中高年の子どもの生活を支えている) |
| 5 子ども・孫の学業・仕事 | 13 ダブルケア |
| 6 子ども・孫の健康・病気・介護 | 14 ヤングケアラー |
| 7 住まい | 15 その他 |
| 8 お金(財産管理・相続含む) | (具体的に |
| |) |

5 地域福祉活動について

地域福祉活動とは、自治会やPTA、福祉施設でのボランティアなど、子どもからお年寄りまで、障害のある人もない人も、すべての人がその地域で安心して暮らせるようにするための、区民の自発的な意思に基づく助け合いの活動です。

問17 区が独自に実施し、区民参加で進めている次の事業のうち、知っているものはありますか。

(いくつでも○)

1 練馬こどもカフェ	5 地域おこしプロジェクト
2 街かどケアカフェ	6 練馬つながるフェスタ
3 つながるカレッジねりま	7 相談情報ひろば
4 やさしいまちづくり支援事業	8 いずれも知らない

問18 練馬区の福祉サービスをより充実していくために、特に重要と考える取組は何ですか。

(3つまで○)

1 相談体制や情報提供の充実
2 利用者の立場や権利を保護・擁護する制度の充実
3 子どもから高齢者までの健康や介護予防を支援する保健事業の充実
4 在宅サービスの質と量の確保
5 施設サービス(保育園や入所施設など)の質と量の確保
6 ボランティア団体やNPO などの育成・活動支援
7 区民同士が支え合う仕組みの充実
8 民間活力の導入による福祉サービスの確保と活性化
9 区民・関連団体・行政の連携と協働の推進
10 区民への福祉意識の啓発
11 その他(具体的に)
12 特にない

問19 どこに相談すればいいかわからない生活上の困りごとを抱えている世帯に対し、以下の取組みを進めるべきだと思いますか。(それぞれ1つに○)

	進めるべき	どちらかというに進めるべき	どちらかというに進めるべきでない	進めるべきでない
1 支援につながらない世帯に対するアウトリーチ(訪問)型の支援の充実	1	2	3	4
2 どこに相談すればいいかわからない不安や悩みを受け付ける相談窓口の周知	1	2	3	4
3 社会参加のきっかけづくりとなる居場所支援の充実	1	2	3	4

問20 練馬区の福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか。(いくつでも○)

1 区のホームページ	5 家族、友人・知人からの口コミ
2 区の広報紙・チラシ	6 SNS
3 区役所・相談機関などの窓口	7 その他(具体的に)
4 テレビ(ケーブルテレビを含む)・ラジオ	8 特にない、情報は入手していない

6 災害対策について

問21 災害発生時に備えて、どのような取組をしていますか。(いくつでも○)

1 避難所の場所と避難場所への経路を確認している
2 日ごろから地域の防災訓練に参加している
3 災害に備え、備蓄を行っている
4 地域の自主防災組織に参加している
5 災害などの緊急時に、手助けが必要な近隣住民を把握している
6 その他(具体的に)
7 特にない

問22 災害発生時にどのような地域の防災活動に協力できますか。(いくつでも○)

1 近所の人々の安否確認
2 自分で移動することが難しい人の避難支援
3 出火防止・初期消火などの消防活動への協力
4 負傷者の救出活動、応急救護、搬送などへの協力
5 ボランティア団体、民生委員などの避難支援活動への協力
6 その他(具体的に)
7 特にない

避難行動要支援者名簿とは、災害対策基本法に基づき、大地震などの災害が起こったときに自力で避難することが難しく、支援を必要とする方々(避難行動要支援者)をあらかじめ登録しておく名簿です。災害時には、登録内容(名簿情報)を活用し、地域全体で避難行動要支援者の安否確認、避難支援を行います。

個別避難計画とは、災害対策基本法に基づき、大地震などの災害が起こったときに避難の実効性を高めるため、避難行動要支援者ごとに「どこへ(避難先)」「だれと(避難支援者)」避難するかあらかじめ決めておく計画です。

問23 避難行動要支援者名簿について、前ページの説明文を読む以前にどの程度知っていましたか。

(○は1つ)

- 1 言葉も内容も知っていた
- 2 言葉は聞いたことがあったが、内容は知らなかった
- 3 言葉も内容も知らなかった

問24 個別避難計画について、前ページの説明文を読む以前にどの程度知っていましたか。(○は1つ)

- 1 言葉も内容も知っていた
- 2 言葉は聞いたことがあったが、内容は知らなかった
- 3 言葉も内容も知らなかった

問25 災害発生時に備えて、どのような避難行動要支援者対策が必要であると考えますか。

(いくつでも○)

- 1 安否の確認体制
- 2 避難行動要支援者が円滑に避難するための情報伝達手段
- 3 避難行動要支援者名簿の作成
- 4 個別避難計画の作成
- 3 平常時における避難支援等関係者との連携
- 4 避難支援等関係者の安全確保
- 5 発災時または発災のおそれがある時に避難支援等に協力を依頼する企業団体等との協定
- 6 在宅避難に向けて自宅内の安全確保(家具の転倒防止等)
- 7 その他(具体的に)
- 8 特にない

7 福祉のまちづくりについて

練馬区は、誰もが社会参加する機会を確保し、安心・快適に日常生活や社会生活を送ることができるよう福祉のまちづくりの取組を進めています。平成 22 年には、店舗や診療所、共同住宅等、区民に身近な建物を新築等する際、バリアフリー法よりも基準を強化した練馬区独自の条例を制定し、区内の施設のバリアフリー化を積極的に進めてきました。今後は、年齢、性別、文化、身体状況など、人々が持つさまざまな個性や違いにかかわらず、「だれもが安全・安心・快適に暮らせるまち」にするために、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めていく考えです。

問26 区内の中規模(500㎡未満)・小規模(200㎡未満)の建物について、以前と比べて、高齢者や障害者、乳幼児を連れた方などが利用しやすいバリアフリー整備が進んだと思いますか。(各項目○は1つ)

	進んだ	どちらかというに進んだ	どちらかというに進んでいない	進んでいない	過去1年で利用したことがない のでわからない
1 医院やクリニックなどの医療施設	1	2	3	4	5
2 コンビニやスーパーマーケットなどの商業施設	1	2	3	4	5
3 レストランなどの飲食店	1	2	3	4	5
4 理髪店や旅行代理店などのサービス業を営む店舗	1	2	3	4	5
5 マンションなどの共同住宅	1	2	3	4	5
6 映画館や劇場などの興行施設	1	2	3	4	5
7 冠婚葬祭施設などの集会施設	1	2	3	4	5
8 体育館やスポーツジムなどの運動施設	1	2	3	4	5

問26-1 また、今後、段差の解消や手すりの設置、車いすやベビーカーで使いやすいトイレの設置などのバリアフリー化について、重点的に取り組むべきと思う区内の建物を問26の1~8の項目の中から優先度の高いもの3位までの番号をお答えください。

↓ 1~8の番号を記入

1位	2位	3位

問27 バリアフリー整備がなかなか難しい小規模店舗等において、あるとよい設備、対応、サービスのアイデア・工夫をお聞かせください。(自由記述)

(例 インターホンで介助を呼べる、簡易スロープなど)

問28 あなたが、日頃、区内の公共施設などに用事でかけるときに、どのような設備や案内などが不足していると感じますか。(2つまで○)

【設備に関すること】

- 1 施設に、車椅子利用者用トイレや授乳室がない
- 2 施設に行くまでに、疲れたときに休憩できるベンチがない
- 3 施設に行くまでの歩道等の幅が狭い
- 4 施設に行くまでの歩道等や施設の出入口に、段差や急な傾斜がある

【案内等に関すること】

- 5 駅前の案内地図等に、階段や段差のないルートが示されていない
- 6 エレベーターやスロープが目立つ場所になく見つけにくい
- 7 バリアフリーマップ等で、事前に使いやすい設備の有無を調べることができない

【その他】

- 8 その他(具体的に

)

区では、心理的な障壁を取り除く(心のバリアフリー)ための広報・啓発や、福祉教育の推進、障害や年齢などにかかわらずだれもが外出に必要な情報がいつでも簡単に手に入るよう整えることなど、ソフト面での福祉のまちづくりを進めています。

問29 学校や地域、家庭などで障害者や高齢者のことなど、やさしいまちづくりについて学んだことがありますか。(車いすや手話などの体験、認知症について学んだなど)(○は1つ)

- 1 幼稚園・保育園で学んだ
- 2 小学校で学んだ
- 3 中学校で学んだ
- 4 高校・大学・専門学校で学んだ
- 5 家庭で学んだ

- 6 区の講座で学んだ
- 7 6以外の講座で学んだ
- 8 学んだことはない
- 9 その他(具体的に

)

【問29で「学んだ」と答えた方へ】

問29-1 学んだことは、その後、役に立っていますか(○は1つ)

- 1 役に立っている
- 2 どちらでもない

- 3 役に立っていない
- 4 わからない

問30 やさしいまちづくりを進めるために、個人ではどのようなことができると思いますか。(いくつでも○)

- 1 誰でもけがをしたり病気になったり、高齢になって体が不自由になる可能性があるので、やさしいまちづくりを自分ごととして考える
- 2 それぞれ異なる特性を持つ多様な人々が交流する機会を増やし、お互いのことをよく知る
- 3 困っている人への手助けができるよう思いやりのこころを持ったり、手助けの方法を知る
- 4 ボランティア体験を通じて、社会の課題を知る
- 5 防災訓練など、地域の防災訓練に、障害のある人や要介護の人と一緒に参加する
- 6 特にできることはない
- 7 その他(具体的に

)

8 権利擁護支援について

権利擁護支援とは、高齢者や障害のある方が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、本人の権利を保護するものです。その一つの「成年後見制度」は、判断能力が低下し契約などの法律行為が十分にできなくなった場合に、家庭裁判所が選任した後見人等が本人に代わって財産管理や介護サービスの利用手続きなどを行う制度です。

問31 あなたは将来の備えとしてどのようなことに不安を感じますか。(2つまで○)

- | | |
|---------------------|-----------------|
| 1 急な入院や施設への入所のこと | 4 遺言作成・終活に関すること |
| 2 預貯金や生活費の管理のこと | 5 その他(具体的に) |
| 3 判断能力が低下したときの生活のこと | 6 特になし |

問32 あなたは自身が亡くなった後のことで不安なことはありますか。(2つまで○)

- | | |
|---------------|--------------|
| 1 公共料金等の解約のこと | 5 遺品整理に関すること |
| 2 所有財産のこと | 6 その他(具体的に) |
| 3 相続のこと | 7 特になし |
| 4 葬儀やお墓に関すること | |

問33 問31・32について必要となったとき、誰に相談したいですか。(いくつでも○)

- | |
|-----------------------------|
| 1 身近な支援機関(社会福祉協議会、NPO 法人など) |
| 2 専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士等) |
| 3 同じ地域の方 |
| 4 その他(具体的に:) |
| 5 わからない・いない |

問34 成年後見制度について、上記の説明文を読む以前にどの程度知っていましたか。(○は1つ)

- | |
|---------------------------|
| 1 言葉も内容も知っていた |
| 2 言葉は聞いたことがあったが、内容は知らなかった |
| 3 言葉も内容も知らなかった |

問35 あなたや家族が認知症等により判断が十分にできなくなった場合、成年後見制度を利用したいと
思いますか。(○は1つ)

- | | |
|------------|-----------|
| 1 既に利用している | 3 利用したくない |
| 2 利用してみたい | 4 わからない |

【問35で「3 利用したくない」と答えた方へ】

問35-1 利用したくない理由は何ですか。(2つまで○)

- 1 制度の内容や利用方法がわからないから
- 2 事務手続きが面倒だから
- 3 後見人に財産管理や契約手続きを任せるのは不安だから
- 4 申立てにかかる費用や後見人へ支払う報酬が負担だから
- 5 家族などが支援してくれるから
- 6 その他(具体的に)

【全員の方へ】

問36 あなた自身の判断能力が低下して、身近に支援できる親族などがいない場合、誰に支援してほしいですか。(いくつでも○)

- 1 身近な支援機関(社会福祉協議会、NPO 法人など)
- 2 専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士等)
- 3 同じ地域の方
- 4 その他(具体的に:)
- 5 わからない・いない

権利擁護支援機関として、社会福祉協議会の権利擁護センターがあります。権利擁護センターでは、高齢者や障害のある方の福祉サービスの利用や財産管理に関する相談受付・支援、また、成年後見制度の普及啓発や利用支援などを行い、住み慣れた地域で安心して生活していくためのお手伝いをしています。

問37 権利擁護センターについて、上記の説明文を読む以前にどの程度知っていましたか。(○は1つ)

- 1 名称も事業内容も知っていた
- 2 名称は知っていた
- 3 名称は知らなかったが、相談できる部署があることは知っていた
- 4 名称も事業内容も知らなかった

問38 あなたは権利擁護センターにどのようなことを期待しますか。(いくつでも○)

- 1 身寄りのない方への、入院・入所から終末期までの一貫したサポート
- 2 成年後見制度利用に関する相談を中心に、相続や遺言等、終活についての相談窓口
- 3 地域の関係機関や団体と協力して、定期的な相談会や講演会、勉強会等の開催
- 4 親族後見人やその他後見人を担う成年後見制度普及啓発団体への支援の充実
- 5 親族でも専門職でもない後見人として、「市民後見人」の養成と活動を支援
- 6 練馬区社会福祉協議会が法人として、成年後見人等を受任
- 7 その他(具体的に)

9 更生を支援するまちづくり(再犯防止について)

生きづらさに直面する人の中には、貧困や困難な成育環境などから犯罪や非行をした人たちもいます。そうした人たちが立ち直り、社会復帰を果たすことを地域で支援することが地域共生社会の実現に大きく寄与します。

問39 犯罪や非行の防止、犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、力を合わせて、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動である「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」を聞いたことがありますか。(○は1つ)

- 1 両方とも聞いたことがある
- 2 「社会を明るくする運動」のみ聞いたことがある
- 3 「再犯防止啓発月間」のみ聞いたことがある
- 4 両方とも聞いたことがない
- 5 わからない

問 40 あなたは、犯罪や非行の防止、犯罪や非行をした人たちの更生を支援するために、協力する民間協力者として、次の方々がいることを知っていますか。(いくつでも○)

- 1 保護司:犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間ボランティア。保護観察対象者となった者へ保護観察を行う。法務省から委嘱。
- 2 更生保護女性会:犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行い、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行少年の改善更生に協力する女性ボランティア。
- 3 協力雇用主:犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主。
- 4 BBS会:問題を抱える少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援し、犯罪や非行のない地域社会を目指す青年ボランティア団体。
- 5 更生保護施設:矯正施設から釈放された人や保護観察中の人で、身寄りがいないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人たちに對して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設。
- 6 教誨師:受刑者や少年院在院者等の改善更生のため、宗教により教誨をする宗教家。
- 7 篤志面接委員:専門的な知識・経験を有し、法務省から委嘱を受けた者で、受刑者や少年院在院者等の改善更生のために奉仕活動をする者。
- 8 いずれも知らない

問 41 犯罪や非行の防止、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを応援し、社会復帰を果たすために特に重要な支援は何だと思えますか。(いくつでも○)

1 就労支援	6 民間協力者の活動促進
2 住まいの確保支援	7 どのような支援が必要かわからない
3 経済的支援	8 特に必要な支援はない
4 地域住民の声かけ・かかわり	9 その他(具体的に)
5 非行の防止・就学支援	

地域福祉を進める取組について、ご意見、ご提案をお聞かせください。(自由記述)

アンケートは以上です。たくさんの質問にお答えいただき、ありがとうございました。
調査結果は区のホームページで公表します(令和〇年〇月頃の予定)。